

重要事項説明書（介護保険）

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者概要

事業者名称	医療法人 維誠会
所在地	茨城県水戸市百合が丘町8番地5
代表者名	金子 健太郎
電話番号	TEL029(304)0288 FAX029(304)0308

2、事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション とうはら
指定番号	茨城県指定 第0860190305号
所在地	茨城県水戸市酒門町2951番地1
電話番号	TEL,FAX 029(350)6722,029(350)6723

3、事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション とうはら（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4、本事業所の職員体制

訪問看護等の提供に当たる看護職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 看護職員 2.5名以上（内常勤1名以上）常勤換算

5, 営業時間

月～金曜日（祝日 12月29日～1月3日を除く）

午前9時から午後5時

6, 営業地域

水戸市 ひたちなか市 大洗町 茨城町

7, 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、訪問看護ステーション とうはら料金表に定めた訪問看護サービスに対する利用料およびサービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○毎月、20日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1) 利用者の指定の口座から自動振替の場合

利用料は、1か月単位とし、当該月の利用料は、翌月30日に利用者が指定する口座から、振替えます。（30日が土・日・休日の場合はその翌日）

2) 現金払いの場合

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	1000円を請求いたします。
ご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の100%を請求いたします。

ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8, 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

9, 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者様およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10, 高齢者虐待防止

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 染谷 春佳

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11, 事故発生時の対応の方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

12, 苦情処理

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(1) 事業所は、苦情の内容等について記録を保存します。

(2) 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をします。

(3) 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告します。

苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション とうはら	水戸市酒門町 2951-1	029 (350) 6722
医療法人維誠会 金子医院	水戸市百合が丘町 8-5	029 (304) 0288

(行政機関その他の苦情受付機関)

茨城県保健福祉部長寿福祉課	所在地 水戸市笠原町 9 7 8 番 6 電話番号 0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 2 1 受付時間 月～金 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
水戸市役所 福祉部 介護保険課	所在地 水戸市中央 1 - 4 - 1 電話番号 0 2 9 - 2 3 2 - 9 1 7 7 受付時間 月～金 8 : 1 5 ~ 1 7 : 1 5

ひたちなか市役所 介護保険課	所在地 ひたちなか市東石川 2 - 1 0 - 1 電話番号 0 2 9 - 2 7 3 - 0 1 1 1 受付時間 月～金 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
大洗町役場 福祉課介護保険係	所在地 東茨城郡大洗町磯浜町 6 6 8 1 - 2 7 5 電話番号 0 2 9 - 2 6 7 - 5 1 1 1 受付時間 月～金 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
茨城町 保健福祉部 長寿福祉課	所在地 東茨城郡茨城町大字小堤 1 0 8 0 電話番号 0 2 9 - 2 9 2 - 1 1 1 1 受付時間 月～金 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 水戸市笠原町 978-26 電話番号 029-301-1565 受付時間 月～金 8 : 30 ~ 17 : 00

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者
〒310-0841 水戸市酒門町 2951 番地 1
訪問看護ステーション とうはら

(説明者) 氏名 染谷 春佳

私は、本書面により、本事業者からの訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

⑩

(家族・代理人) 住所

氏名

⑩